## 質問コーナー

当院のホームページに寄せられたメールでの 問い合わせ(質問)にお答えするコーナーです



Q.6ヶ月前に交通事故に遭い、頚椎捻挫、腰椎捻挫の診断で通院し、症状固定になりました。

足のしびれと腕の脱力感は全く良くなりません。MRIでは異常は確認出来ないようです。転院を考えていますが、転院してしまうと、後遺障害が残ってしまった場合、転院先で後遺障害診断書は書いてくれるものなのでしょうか?ご教授の程、よろしくお願い致します。

- A. 交通事故で症状固定となれば自賠責保険での治療は終了し、 後遺症診断書を記載することになります。残存する足のしび れや腕の脱力感などの訴えを診断書に記載いただくように主 治医に確認し、その後転院し健康保険での治療を開始するこ とになると思われます。
- Q. 昨年7月、乳がんの手術を受け、その後アナストロゾール 錠の服用を始めました。もともと骨粗鬆症の治療でリセドロン錠とエディロールカプセルを服用していましたが、歯医者の依頼でリセドロン錠がビビアント錠に変更になりました。 今回整形外科からはアナストロゾール錠とビビアント錠の飲み合わせが悪いためリセドロン錠にもどすといわれ、それを歯医者に伝えたら、インプラントの治療において妨げになるので整形外科を変えろと言われてしましました。他の整形外科のご意見をうかがいたくお願いします。
- A. アナストロゾール錠とビビアント錠は併用しないよう推奨されています。またビスホスホネート製剤(リセドロン錠etc)内服中歯科治療によって顎骨壊死が引き起こされると報告さていましたが、最近の知見では未治療の歯槽膿漏など特別な状態がなければビス製剤を内服してもインプラント治療は可能とされています。しかし、かかりつけの歯科の指示でロたら、歯科治療に影響のない注射薬に変更するか、エディートのカプセルのみ内服し、その間骨密度の検査をして経過を見いって、許可がでればリセドロン錠を再開するのもよいと思います。